

大洗町イメージキャラクター「アライッペ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大洗町イメージキャラクター「アライッペ」のデザイン（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第 2 条 キャラクターに関する一切の権利は、大洗町(以下「町」という。)に属する。

(使用の申請)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を必要としない。

- (1) 営利を目的としないで個人的、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (2) その他町長が認める場合

(使用者)

第 4 条 キャラクターを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大洗町内に事業所を有する法人及び団体等
- (2) 大洗町内に住所を有する個人事業主
- (3) その他町長が認める者

(使用承認の制限)

第 5 条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) その他町長が適当でないとする場合

(使用の承認等)

第6条 町長は、第3条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が町産品の推進や町のPRに寄与すると認めるときは、大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 第6条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用をすること。
- (2) キャラクターのデザインの改変等をしないこと。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) 第6条の承認を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

- (5) キャラクターを使用するときは、キャラクターの直下又は直近に町が指定するロゴと「©大洗町」若しくは「©oarai town」、又は「大洗町イメージキャラクター アライッペ」と表記すること。

(承認内容の変更等)

第 10 条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用変更申請書(様式第 4 号)を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうち、変更を承認するときは大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用変更承認通知書(様式第 5 号)により、変更を承認しないときは大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用変更不承認通知書(様式第 6 号)により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第 11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大洗町イメージキャラクター「アライッペ」使用承認取消通知書(様式第 7 号)により使用者に通知し、使用承認(前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 使用者が第 6 条の使用承認に付した条件に違反した場合
- (4) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (5) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

2 町長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第 12 条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 町は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 町は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 町長は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、大洗町商工観光課が行う。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月20日から施行する。